

島根県障害者計画(島根はつらつプラン)について

平成24年3月13日 島根県健康福祉部障がい福祉課

①障害者基本法第11条では、都道府県は国の定める障害者基本計画を基本とするとともに、県内における障害者の状況等を踏まえ、県における障害者のための施策に関する基本的な計画(都道府県障害者計画)を策定しなければならない、とされている。また、都道府県はこの計画の策定にあたっては、同法第36条第1項の合議制の機関(島根県障がい者施策審議会)の意見を聴かなければならないこととされている。

※障害者基本法の各条項番号は改正後のものです。

②島根県障害者計画(島根はつらつプラン)は平成15年6月に策定、計画期間は平成15年度～平成24年度の10年間としている。内容は、以下のとおり。

第1編 計画の基本的方向

第1章 障害者の動向と障害者を取り巻く環境の変化

第2章 計画の基本的な考え方

第2編 施策の方向

第1章 啓発・広報

第2章 生活支援

第3章 社会参加

第4章 保健、医療、教育基盤の充実

第5章 社会環境

第3編 圏域計画及び達成すべき障害者福祉サービスの目標

※第3編に掲げる数値目標については、平成18年度以降は島根はつらつプランの実施計画として位置付ける「島根県障害福祉計画」へと移行している。

③国の障害基本計画は平成14年12月に策定、計画期間は平成15年～平成24年の10年間としており、今後平成25年以降の計画策定作業が開始されるものと思われる。今回は平成14年6月～11月に7回の懇談会を開催して計画案についての意見を聴取し、その後中央障害者施策推進協議会に諮り閣議決定している。

④島根県の次期障害者計画の策定スケジュール(案)は以下のとおり。

平成24年	4～5月	事務局にて基本的方針及び柱立てを検討
	6月	障がい者施策審議会にて策定に当たっての基本的方針及び柱立てを審議
	7～8月	基本的方針及び柱立てを関係団体へ提示し意見を聴く
	9～10月	事務局にて計画素案を検討。
	11～12月	計画素案を関係団体へ提示し意見を聴く
平成25年	1～2月	団体の意見等を踏まえ、計画素案を修正
	2月	障がい者施策審議会にて計画案を審議
	2～3月	パブリックコメントの実施、計画の最終決定